

秋田市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程
秋田市上下水道局公文書管理規程（平成26年秋田市上下水道局管理規程
第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「置き、」の次に「理事又は」を加える。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。